（別紙様式１）

企　画　提　案　書

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

所在地

申請者

代表者氏名

「令和７年度就労継続支援Ｂ型事業所アドバイザー派遣事業プロポーザル実施要領」に基づき提出します。

記

１　企画提案書提出の責任者

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）  氏　　名 |  |
| 所属 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |

２　応募者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 法人等名 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 設立年月日 |  |
| 資本金 |  |
| 従業員数 |  |
| ホームページ  アドレス | http:// |
| 現在の事業内容 |  |

３　提案内容

（１）委託業務を実施するにあたり、障害者支援に対する考え方について記載してください。

|  |
| --- |
|  |

（２）現状認識

　　　県内の就労継続支援事業所（Ｂ型）の平均工賃月額は、令和３年度は15,201円、令和

４年度は15,726円で、平均工賃による分類は下表のとおりでした。これら事業所の工賃水準を向上させるために、事業所の現状や問題・課題をどのように認識しているか記載してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 平均工賃による分類 | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
| 事業所数 | 事業所数 | 事業所数 | 割合 |
| 4万円以上 | 9 | 2.3% | 10 | 2.5% |
| 2万円以上 4万円未満 | 65 | 16.8% | 79 | 19.5% |
| 1万円以上 2万円未満 | 223 | 57.8% | 228 | 56.2% |
| 5千円以上 1万円未満 | 67 | 17.3% | 64 | 15.8% |
| 5千円未満 | 22 | 5.7% | 25 | 6.2% |
| 計 | 386 |  | 406 |  |

|  |
| --- |
|  |

（３）実施体制、実施方法及び実施スケジュール

①委託仕様書のアドバイザーの業務内容等を踏まえて、実施体制、実施方法、及び実施スケジュールについて具体的に記載して下さい。

|  |
| --- |
|  |

②本業務従事者について、経歴、資格、能力等で特記するものがあれば記載して下さい。

|  |
| --- |
|  |

　（４）見込まれる効果

　　事業の実施により、どのような効果が見込まれるか、どの程度課題を解決できるの

か記載して下さい。

|  |
| --- |
|  |

（５）委託業務を実施するにあたり、PRすることがあれば記載してください。

|  |
| --- |
|  |

４　同種又は類似業務の実績

　　業務名、発注者、業務内容、契約金額、履行期間等について記載してください。

|  |
| --- |
|  |

５　事業費の積算

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分 | 見積額（円） | 積算根拠 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

※　活動内容が積算根拠から分かるように明確に記入して下さい（消費税含む）。

　　※　経費区分欄には、人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料等について記入して下さい。

（別紙様式２）

宣　　誓　　書

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

所在地

申請者

代表者氏名

令和７年度就労継続支援Ｂ型事業所アドバイザー派遣事業委託のプロポーザル参加に要求される下記の要件を全て満たしていることに相違ありません。

記

(１)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(２)　政令第167条の４第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(３)　茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。

ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(４)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(５)　茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第２条第１号から第３号までに規定するものでないこと。

(６)　類似事業に関しての実績を有する者であること。